

2ページ「市税などの納付に関してのお願い」からの続きです。

パソコン環境の準備などが必要になる場合があります。詳しくは、eLTA Xホームページをご覧ください。



徴収猶予・換価の猶予

申請すると、1年以内の期間に限り猶予が認められる場合があります。

徴収猶予の要件

新型コロナウイルス感染症の影響や納税者などが震災、風水害などの災害を受けたり、財産が盗難に遭われた場合、納税者または生計を一つにする親族が病気や負傷した場合、事業を廃止・休止した場合などにより税金を一時に納めることができないと認められる場合

換価の猶予の要件

滞納者が徴収金を一時に納付すると事業継続または生活維持が困難になるとおそれがあり、納税について誠実な意思があると認められるときなど

滞納した場合の対応

市税などを滞納した場合には、無財産や生活の

窮迫が著しい場合を除き、法律の定めにより、次のような処分を行います。

- ① 給与などの照会、差し押さえ
② 預貯金などの調査、差し押さえ
③ 動産・不動産の調査、差し押さえ
④ 搜索・公売など
⑤ 国民健康保険税滞納者への対応

⑤の対応としては、①～④に加えて、国民健康保険税を滞納した場合は、通常よりも有効期限の短い「短期被保険者証」の交付、さらに滞納が長期間続いている方には、被保険者証に代えて「被保険者資格証明書」の交付が行われます。

電話催告を実施しています

納期限を過ぎても納付の確認ができない方を対象に、自動音声による電話催告を行っています。

発信専用番号 312-6155

内容 自動音声による未納のお知らせと納付の催告

圃納税課

☎ 443-1115

記号の見方

時

日

時

場

会

場

内

容

対

象

定

員

費

用

申

込

み

切

り

持

ち

物

問

い

合

わ

せ

FAX

444

・0815

八街市の各区を紹介します(23) 西林区

八街市には39の区があり、それぞれの地区で、その地域ならではの歴史や文化があり、そこに暮らす住民同士によるさまざまな自治活動が行われています。

す。
今日は、西林区を紹介しま

西林(にしばやし)区は、大字「八街」ろ番地の大部分を範囲とし、区内には交進保育園や交進小学校といった施設があります。西林区の一角は、その昔原野が広がっていましたが、明治時代に政府主導の開墾により、現在のよう

に畑が多く見られる場所になりました。「西林」という地名は、この土地の開墾事業を担当した林九兵衛氏と、その後開墾を引き継いだ西村郡司氏の頭文字を取って名付けられました。
区では、例年、親睦行事として「ソフトボール大会」「夏祭り」などを行っているほか、災害に備え、消防団の協力のもと「防災訓練」を実施しています。令和2年度については、新型コロナウイルスの感染防止のため、開催を中止しました。西林区で活動する八街市消防団第16分団は、消防操法大会において、毎回優秀な成績を収めており、特に平成26年に開催された全国消



1月14日(木)に開催した「どんど焼き」の様子

防操法大会では、千葉県代表として出場し、優良賞を受賞しました。地域の安心安全のため、西林区にお住まいの若い世代の方は、是非とも地元消防団へ入団してください。
新型コロナウイルス感染症の流行により、思ったような活動ができないなか、「どんど焼き」については、規模を縮小して1月14日に開催しました。西林コミュニティセンターを会場として、切り出した竹を使ってやぐらを組み上げ、その周りに古いお守りやお札を置き、小学生の下校時間に合わせてやぐらに火を付け、無病息災や五穀豊穡を願ってお焚き上げを行いました。私(区長)自身、お焚き上げを見ながら、毎年さまざまなことを祈っており、今年は、コロナ禍が早く収束することを祈りました。

圃八街市区長会事務局
(市民協働推進課内)
☎ 312-1140

令和3年度分の固定資産課税台帳の閲覧と土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産課税台帳の閲覧

閲覧制度は、固定資産税の納税義務者が固定資産課税台帳に記載されている自己資産の部分を確認したり、借地人・借家人の方や一定の権利を有する方が、権利の目的である固定資産の課税内容を確認するためのものです。

閲覧期限

令和4年3月31日(木)
(土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分
(日曜開庁日は午後5時まで)

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

縦覧制度は、固定資産税の納税者が所有する土地や家屋の評価額が適正かどうか、市内のほかの土地や家屋の評価額と比較して確認するための

縦覧帳簿の縦覧

閲覧制度は、固定資産税の納税者が所有する土地や家屋の評価額が適正かどうか、市内のほかの土地や家屋の評価額と比較して確認するための

縦覧帳簿の縦覧

閲覧制度は、固定資産税の納税者が所有する土地や家屋の評価額が適正かどうか、市内のほかの土地や家屋の評価額と比較して確認するための

市・県民税を公的年金から天引き(特別徴収)します

4月1日現在、公的年金を受給される65歳以上で、市・県民税(住民税)の納税義務のある方は、公的年金部分の住民税を、公的年金から天引き(特別徴収)をして納付することと定められています。公的年金からの特別徴収は年6回で、前年度の特別徴収税額(年税額)の2分の1に相当する額を、3回(4月・6月・8月)で仮徴収し、令

和3年度の「年金所得分の住民税決定額」から仮徴収分を差し引いた税額を3回(10月・12月・令和4年2月)に分割して本徴収します。

令和3年度の市・県民税決定通知は6月上旬頃送付を予定しております。ご理解ご協力をお願いいたします。

圃課税課
☎ 443-1116

このため、縦覧できる方は、納税している土地や家屋が対象となりますので、土地のみを納税している場合は土地のみ、家屋のみを納税している場合は家屋のみ縦覧することができます。

また、縦覧制度の趣旨を逸脱するような縦覧申請には、応じることができません。

縦覧期限
4月30日(金)
(土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分
(日曜開庁日は午後5時まで)

縦覧場所 課税課

縦覧場所 課税課
手数料やお持ちするものなど詳しくは、課税課へお問い合わせください。

圃課税課
☎ 443-1116